

# 役員候補者の公募について

公益財団法人テクノエイド協会(以下「協会」という。)は、次のとおり役員候補者を公募します。

## 1. 協会の概要

### (1) 業務の概要

協会は、福祉用具に関する調査研究及び開発の推進、情報の収集及び提供、臨床的評価並びに福祉用具関係技能者の養成を行うことにより、福祉用具の安全かつ効果的な使用の促進を通じて、高齢者及び障害者の福祉の増進に寄与しています。

また、義肢装具士法に基づく義肢装具士国家試験の実施事務を行っています。

具体的には、次のとおりです。

- ① 福祉用具に関する調査研究及び開発を推進する事業
- ② 福祉用具情報の収集及び提供に関する事業
- ③ 福祉用具の臨床的評価及び規格化に関する事業
- ④ 福祉用具の適合調整、使用指導等を行う福祉用具関係技能者の養成、資格認定及び研修等に関する事業
- ⑤ 認定補聴器専門店の認定に関する事業
- ⑥ 福祉用具の普及及び適正利用の推進を図るための都道府県等との協力に関する事業
- ⑦ 義肢装具士国家試験の実施に関する事務
- ⑧ 福祉用具に関する書籍等の作成、編集及び販売に関する事業
- ⑨ その他本協会の目的を達成するために必要な事業

### (2) 所在地

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号セントラルプラザ4階

電話 03-3266-6880 FAX 03-3266-6885

E-mail soumu@techno-aids.or.jp

## 2. 公募する職種等

### (1) 公募する職種

理事候補者(常務理事候補者) 1名

なお、理事候補者(常務理事候補者)は、定款及び義肢装具士法に基づき、

- ① 評議員会による理事の選任
- ② 理事会による常務理事の互選
- ③ 厚生労働大臣の認可

の各手続を経て常務理事に就任することとなります。

### (2) 常務理事に就任した場合の職務及び勤務条件

#### ① 職務

理事長を補佐し、協会業務を執行する。なお、事務局長及び総務部長を兼務する。

#### ② 勤務形態

常勤

#### ③ 報酬

役員等の報酬等に関する規程による

(令和7年度実績 年額約 1,000 万円)

#### ④ 任期

令和8年6月定時評議員会の選任時から令和9年6月定時評議員会終結時まで  
(以降2年ごとに改選)

なお、協会の役職員及び試験委員は、義肢装具士法により、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされています。また、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされます。常務理事は、常に高い倫理観の下で職員及び試験委員を指揮監督する立場にあります。

### 3. 応募及び選考方法

#### (1) 応募資格

- ① 福祉用具の安全かつ効果的な使用の促進が高齢者及び障害者の福祉の向上につながるごと及び国家試験業務の重要性を十分認識し、中立性及び公平性を保持しつつ全国的視点からこれらの業務を着実に実施するとともに、法人運営又は組織管理に関する十分な経験を有し、経営運営の改善に強い意欲を持ち、諸課題に対してリーダーシップを発揮し的確に対処できる経験及び実行力を備えていること。
- ② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第177条により準用する同法第65条に規定する役員となることができない者に該当しないこと。(参考1)
- ③ 義肢装具士法第17条第4項第4号に該当しないこと。(参考2)
- ④ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由に該当しないこと。(参考3)

#### (2) 応募方法

##### ① 応募書類

###### ア 履歴書(JIS規格の履歴書用紙)

学歴、職歴、資格取得、健康状態等を詳細に記載し、3か月以内に撮影した写真(縦 4.5cm ×横 3.5cm)を貼付してください。

###### イ 自己アピール書

A4判 1,600字程度(横書き、ワープロ可)

※記載に当たっては、応募動機、公益財団法人経営への意欲、常務理事としての心構え、危機管理への対応なども盛り込んでください。

###### ウ 「当協会の今後のあり方」についての意見

※記載に当たっては、例えば、

- ・当協会における現状の問題点等
- ・公益法人として今後どう取り組んでいくのか
- ・法人経営、組織体制、職員の統率に今後どう取り組んでいくのか

等も盛り込んでください。

業務の概要を踏まえ、A4判 800字程度(横書き、ワープロ可)

必要に応じて、当協会ホームページに掲載している「協会ごあんない」を参照してください。

<http://www.techno-aids.or.jp/kyokai/>

##### ② 提出方法

応募書類を簡易書留により下記宛て郵送してください。なお、封筒の表に「役員応募」と朱書きしてください。

〒162-0823

東京都新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ4階

公益財団法人テクノエイド協会 総務部

③ 連絡先

第一次選考及び第二次選考の合格者に対しては、電話又はメールにより連絡しますので、必ず連絡可能な電話番号(携帯電話を含む。)及びメールアドレスを応募書類に記載してください。

④ 応募期限

令和8年4月30日(木)  
(消印有効)

(3) 選考方法

協会に役員候補者選考委員会を設置し、

- ・第一次選考(書類選考)
- ・第二次選考(面接選考)

により役員候補者を選考します。

(4) 選考結果の通知

① 第一次選考結果

対象者全員に次のとおり通知します。

ア 合格者

令和8年5月22日(金)15時～17時の間に電話又はメールで連絡します。なお、第二次選考は令和8年5月28日(木)15時から17時を予定しています。

イ 不合格者

結果を郵送により通知します。

② 第二次選考結果

第二次選考受験者全員に次のとおり通知します。

ア 合格者

令和8年5月下旬に電話又はメールにより連絡します。

イ 不合格者

結果を郵送により通知します。

4. その他

(1) 応募書類は返却しません。

(2) 応募に係る費用は、全額応募者の負担とします。

(3) 応募書類に記載された個人情報は、本公募に係る選考の目的のみに使用し、その他の目的には使用しません。

(4) 選考経過及び選考結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(5) 本公募は、広く人材を求める観点から実施するものであり、応募者の中から役員候補者選考委員会の審査を経て、適任と認められる者を役員候補者として選考します。なお、選考の結果、適任者がいない場合には候補者を選考しないことがあります。

(参考1)

## 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(役員の資格等)

第 65 条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者
- 三 この法律若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪、会社更生法第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪若しくは破産法第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

(参考2)

## 義肢装具士法

(指定試験機関の指定)

第 17 条第 4 項 厚生労働大臣は、第 2 項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

- 四 申請者の役員の中に、次のいずれかに該当する者があること。
  - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
  - ロ 次条第 2 項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して 2 年を経過しない者

(指定試験機関の役員を選任及び解任)

第 18 条第 2 項 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第 20 条第 1 項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員解任を命ずることができる。

(参考3)

## 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

(欠格事由)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの
  - イ 公益法人が第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しないもの
  - ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団法人・財団法人法」という。)若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)の規定(同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。)に違反したことにより、若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2 第 1 項、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号)第 1 条、第 2 条若しくは第 3 条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若し

くはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(第 6 号において「暴力団員等」という。)

(別添)

## 役員候補者応募資格確認申告書

公募要領3の(1)応募者資格の確認のため、以下の項目について、「該当する」・「該当しない」の欄に「○」を記入して申告してください。

記入日 令和 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 177 条により準用する同法 65 条に規定されている「役員になることができない者」に該当しないことについての確認

項 目	該 当 す る	該 当 し ない
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法第 255 条、第 256 条、第 258 条から第 260 条まで若しくは第 262 条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第 65 条、第 66 条、第 68 条若しくは第 69 条の罪、会社更生法第 266 条、第 267 条、第 269 条から第 271 条まで若しくは第 273 条の罪若しくは破産法第 265 条、第 266 条、第 268 条から第 272 条まで若しくは第 274 条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者に該当しているか？		
法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)に該当しているか？		

②義肢装具士法第 17 条第 4 項第 4 号に該当しないことについての確認。

項 目	該 当 す る	該 当 し ない
義肢装具士法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者に該当しているか？		
義肢装具士法第 18 条第 2 項 の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して 2 年を経過しない者に該当しているか？ (参考)		

<p>第 18 条第 2 項 厚生労働大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第 20 条第 1 項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。</p>		
--	--	--

③公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 6 条第 1 号イからニまでに規定する欠格事由に該当しないことについての確認。

項 目	該 当 す る	該 当 し ない
<p>公益法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 29 条第 1 項(第 4 号を除く)又は第 2 項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないものに該当しているか？</p>		
<p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般社団法人・財団法人法」という。)若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)の規定(同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。)に違反したことにより、若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2 第 1 項、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正 15 年法律第 60 号)第 1 条、第 2 条若しくは第 3 条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者に該当しているか？</p>		
<p>禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者に該当しているか？</p>		
<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(第 6 号において「暴力団員等」という。)に該当しているか？</p>		